

社団法人 土木学会定款改正案

(5月11日定例常議員
会に再提出する案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人 土木学会(以下学会と称する)という。

(事務所)

第2条 この学会は、事務所を東京都新宿区四谷1丁目無番地におく。

(支部)

第3条 この学会は、支部をつぎの地区におく。

北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、中国四国地区、西部地区。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達を図りもって学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この学会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。

1. 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催および見学視察等の実施
2. 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行。
3. 土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助。
4. 土木工学に関する建議ならびに諮問に対する答申。
5. その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 会員はつぎの5種とする。

1. 正会員 つぎの一に該当する者
 - (1) 土木業務に関し、学識経験ある者。
 - (2) 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者
 - (3) 前各号に準ずる者
2. 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、高等工業専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学中の者。

3. 特別会員 この学会の目的、事業に賛同する個人または団体。

4. 賛助会員 この学会の運営にいちじるしく貢献し、理事会において推挙された個人または団体

5. 名誉会員 土木工学または土木事業に関する功績が特に顕著であって総会において推挙された者。

(入会と会費)

第7条 正会員、学生会員および特別会員となるには土木学会規則(以下規則という)の定めるところにより入会手続をなし、理事会の承認を経なければならぬ。

2 会員は規則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(会員の特典)

第8条 会員は、つぎの特典を有する。

1. 研究成果を会誌その他刊行物または研究発表会において発表すること。
2. 研究発表会、講演会、講習会、見学視察等の行事に参加すること。
3. 会誌の無料配布を受けるほか優先して学会刊行の図書を手入すること。

2 会費滞納1カ年以上におよぶときは前項の特典を停止されることがある。

(資格の喪失)

第9条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。

1. 退 会
2. 禁治産または準禁治産者宣告
3. 死亡、失踪の宣告または団体会員の解散
4. 除 名

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員がつぎの一に該当するときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

1. 会費を2カ年以上滞納したとき。
2. この学会の名誉を傷つけたまたはこの学会の目的に反する行為があったとき。

第4章 理事および監事

(理事および監事)

第12条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。

1. 理事 25名以上30名以内、うち会長1名、副会長3名および専務理事1名。

2. 監事 2名。

(理事、監事の選任)

第13条 会長、副会長、専務理事その他の理事および監事は、正会員の中から評議員が選任する。

(理事の職務)

第14条 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決定にもとづき日常の会務を処理する。

4 会長、副会長以外の理事は会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。

5 理事は、理事会において第24条に定める事項を審議表決する。

(監事の職務)

第15条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(理事および監事の任期)

第16条 理事および監事の任期は、つぎのとおりとする。

1. 会長である理事 1年
2. 副会長である理事 2年
毎年1名または2名を改選する。
3. 専務理事 4年
4. 会長、副会長、専務理事、以外の理事 2年
原則として毎年半数を改選する。
5. 監 事 2年
毎年半数を改選する。

2 任期の始期は、通常総会の翌日とする。理事および監事は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(理事、監事の報酬)

第17条 理事および監事は、名誉職とする。ただし専務理事は有給とする。

第5章 評議員

(評議員)

第18条 この学会に75名以上100名以内の評議員をおく。

(評議員の選任)

第19条 評議員は、正会員の中から規則の定めるところにより選任する。

(評議員の職務)

第 20 条 評議員は、理事および監事を選任するほか評議員会において第28条に定める事項について審議表決する。

(評議員の任期)

第 21 条 評議員の任期は、2年とする。

2 原則として毎年半数を改選する。

3 任期の始期は、第 16 条第 2 項を準用する。

(評議員の報酬)

第 22 条 評議員は、名誉職とする。

第 6 章 会 議

(理事会の組織と招集)

第 23 条 理事会は、理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

2 理事会は毎月 1 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時招集する。

(理事会の議決事項)

第 24 条 理事会は、評議員会に提出する議案およびその他会務運営に関する事項を議決する。

(理事会の定足数および議決)

第 25 条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(評議員会の招集)

第 26 条 定例評議員会は、毎年 3 月および 5 月に会長が招集する。

2 臨時評議員会は、つぎの場合会長が招集する。

1. 会長または監事が必要と認めるとき

2. 評議員 現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示し請求があったとき

(評議員会の定足数、議長の選任および議決)

第 27 条 評議員会は、評議員現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2 議長は、出席者の中から選挙により選任する。

3 議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(評議員会の議決事項)

第 28 条 評議員会は、つぎの事項を議決する。

1. 基本財産への繰入
2. 規則の制定および改訂
3. 事業計画および予算
4. 総会提出議案

2 評議員会において議決された事項は、これを総会に報告する。

(総会の招集)

第 29 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 カ月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。

1. 会長が必要と認めるとき
2. 監事が必要と認めるとき
3. 会員現在数の 20 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき、この場合請求のあった日から 30 日以内に招集しなければならない。

3 総会の議長は、会長が、これにあたる。

(総会の招集方法)

第 30 条 総会の招集は、開催 2 週間前に、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面をもって会員に通知する。

(総会の定足数および議決)

第 31 条 総会は、現在会員数の 20 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2 議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第 32 条 総会は、つぎの事項を議決する。

1. 事業報告および決算報告
2. 定款の変更
3. 基本財産の処分または担保の設定
4. 名誉会員の推挙
5. 解散および残余財産の処分
6. その他会務運営に関する重要なこと

(議事録)

第 33 条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上議長これを保存する。

(総会の決議事項の通知)

第 34 条 総会の決議事項は、会員に通知する。

第 7 章 資産および会計

(資産の区分)

第 35 条 この学会の資産の区分は、つぎの 2 種とする。

1. 基本財産 評議員会において繰入を議決された財産
2. 運用財産 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産

(基本財産の処分に関する制限)

第 36 条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(会計年度)

第 37 条 この学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第 39 条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 この学会の解散にともなう残余財産の処分は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 9 章 補 則

(定款施行)

第 41 条 この定款施行に必要な規定は、評議員会の議決を経て規則で定める。

付 則

1 この定款は、文部省の認可のあった昭和 年 月 日から実施する。

2 旧定款による常議員は、この定款施行の日から評議員となる。